

労働相談 Q & A

テーマ 副業・兼業した場合の社会保険はどうなりますか？

Q 現在、パートで1日6時間、週4日勤務しています。勤務以外の時間を別の職場で働きたいのですが、その際の社会保険などはどのようにになりますか。また、自由に働いても問題ないのでしょうか。

A 最近は、働く人の副業・兼業を希望する人が増えていますが、基本的に、働く時間数などの条件で、社会保険の加入が必要かどうかを決定します。社会保険の加入のメリットとして、傷病手当金、出産手当金を受給できること、将来の厚生年金額が増えることなどがあります。社会保険の加入要件は、

- | | |
|---------------------|------------------|
| ① 1週間の所定労働時間が20時間以上 | ② 月額賃金が88,000円以上 |
| ③ 2か月を超える雇用契約がある | ④ 勤務先の従業員が51人以上 |
| ⑤ 学生でないこと | |
- となっています。

複数事業所で社会保険に加入する場合は、「二以上事業所勤務届」を提出する必要があります。相談者の場合、1日6時間、週4日の勤務でしたら、兼業する仕事は、残りの時間で働くことになりますので、兼業する事業所での社会保険の加入要件に該当しない可能性が大きいですね。現在の職場で社会保険に加入しているか確認してください。なお、雇用保険については、主たる事業所(1つの事業所)のみで加入することになりますので、複数で加入する必要はありません。複数の事業所で働く場合、労働時間にも注意が必要です。週40時間を超える場合は、時間外の割り増し賃金が発生しますので、副業・兼業する場合、主に働いている職場の就業規則で副業・兼業についての定めがあるか確認してください。働き方として副業・兼業の場合、長時間労働にならないように気をつけることも大切です。

POINT

複数の事業所で勤務する場合、社会保険については、それぞれの雇用条件が加入条件を満たすかどうかで、以下いずれかのパターンになります。

- (1) 両方の職場で加入要件を満たしている場合→それぞれの職場で社会保険加入
- (2) 1社だけで加入要件を満たしている場合→一方の職場で社会保険加入
- (3) どちらも満たしていない場合→非加入

複数で加入する場合の保険料は、それぞれの給料を合算して決定されます。また、勤務している事業所の就業規則に定めがあるか、事業所の承認が必要か等を確認することが大切です。



無料労働相談のご案内

賃金未払い・突然の解雇

育児・介護休業・休めない

パワハラ・セクハラなど

働く人と雇用する側の労働問題に男女問わずアドバイス！

当センターでは社会保険労務士が、労働者、雇用主または家族からの相談に対し、労働者、雇用主、双方の立場で解決に向けてアドバイスや、情報提供を、男女問わず行います。また、外国人労働者の方や支援者の方、使用者の方からの相談も受け付けております。(日本語のみ) We also accept consultations from foreign workers, supporters and employers.(Japanese only) どうぞお気軽にお問い合わせください。

- センターにはこのような相談が寄せられています。
- 「労働契約書」「雇用契約書」は必ず交わさなければいけない？
- 契約は昼勤だったのに夜勤まで強いられるようになったが時給が変わらない。
- パート勤務ですが社長から有給休暇は無いと言われた・・・
- 契約期間内にやめたら違約金を払わなくてはならない？
- 現在専業主婦の私。仕事をすると扶養手当が無くなり損をするって聞いたけど本当？
- 産前産後や育児休暇は非正規雇用者でも請求できますか？・・・など

電話相談専用
フリーダイヤル

0120-610-223
9:00～17:00 月～金(土日祝休み)

対面相談

098-941-4750
※要予約 9:00～16:00 月～金(土日祝休み)

あなたの“働く”を応援

YELL

エール

TAKE FREE
2025
9・10月号
vol.18

- Word セミナー
- Excel セミナー
- キャリアアップ セミナー
- 労働関係 セミナー



詳しくは中・裏面でチェック！

沖縄県女性就業・労働相談センター

◎ 沖縄県商工労働部 労働政策課委託業務 (公財) 沖縄県労働者福祉基金協会

働く女性
応援事業

● 電話相談専用フリーダイヤル
0120-633-993
9:00～17:00 月～金(土日祝休み)

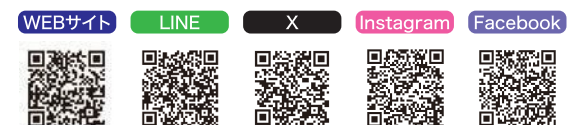
● 対面相談・セミナーのお申込み
098-863-1788
9:00～17:00 月～金(土日祝休み)
【対面相談/要予約】9:00～16:00

労働相談
事業

男性も
OK!

● 電話相談専用フリーダイヤル
0120-610-223
9:00～17:00 月～金(土日祝休み)

● 対面相談・セミナーのお申込み
098-941-4750
9:00～17:00 月～金(土日祝休み)
【対面相談/要予約】9:00～16:00



〒900-0021 那覇市泉崎1丁目20番1号 カフーナ旭橋A街区 6Fグッジョブセンターおきなわ内 (那覇バスターミナル)
〈アクセス方法〉モノレール旭橋駅・那覇バスターミナルより直結 ※駐車料金は有料です。公共交通機関のご利用をおすすめします。

OWLCC

検索